



指宿市に工場等を もっと建てやすくなりました！



指宿市内に工場等を新設・増設・移転・改築することを奨励する指宿市工場等設置奨励条例及び同施行規則を改正し、投資に関する要件や雇用の要件の引き下げを図りました。工場等の建設を予定されている事業者様は、ぜひご相談ください。

1. 対象業種・施設

(1) 対象業種

製造業，情報通信業，鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，倉庫業，梱包業，卸売業，学術・開発研究機関，デザイン業，広告業，宿泊業（簡易宿所除く），リネンサプライ業，一般公衆浴場業，その他の公衆浴場業，映画館，劇場，興行場，体育館，ゴルフ場，ボウリング場，テニス場，フィットネスクラブ，公園，遊園地，テーマパーク及びマリナー業，職員教育施設・支援業，コールセンター業

(2) 対象施設

鉱物採掘施設，陸上養殖施設，植物工場，私立大学，私立短期大学，私立専修学校，日本語教育機関，道の駅

(3) 社員寮（**NEW!**全業種対象になりました）

2. 区分

- (1) 新設 新たに工場等を設置する場合（既存工場等を取得又は借受ける場合を含む。）
- (2) 増設 規模拡大の目的で，既設工場等と同一敷地内又は隣接して工場等を設置する場合
- (3) 移転 市内に工場等を有する事業者が，既設工場等を閉鎖又は解体し，市内の他の敷地に工場等を設置する場合
- (4) 改築 既設の工場等において，事業拡大等を目的に，事業用の建物，機械設備及び附属施設を更新又は拡充する場合

3. 支援措置適用工場等の指定

- (1) 補助金交付を受けるためには指定を受けることが必須です。
- (2) 事業者は，指定を受けようとする工場等の新設等の工事着手後1か月を経過する日までに指定申請を行ってください。
- (3) 指定の要件 **※令和9年度末までの期間限定で要件緩和中！**
 - ① 投下固定資本総額300万円以上（**NEW!**）
 - ② 新設・増設 指宿市民の新規雇用者又は従事者3人以上（**NEW!**）
移転・改築 指宿市民の新規雇用3人以上又は3人以上の雇用維持（**NEW!**）
※過去に移転又は改築で指定を受けたことがないこと
 - ③ 新規雇用者又は従事者に正規雇用者1人以上含む
 - ④ 公序良俗に反しないこと，暴力団でないこと，市税等の滞納がないこと

4. 補助金の種類及び額

(1) 施設整備費補助金 取得に要した費用の20%

操業開始後1年を経過する日までに取得したものが対象(操業開始日で2年以上経過したものは除く)

補助金上限額一覧表	区分	雇用者数	上限額
	新設・増設	20人以上の増	5,000万円
		5人以上19人以下の増	3,000万円
		3人以上4人以下の増	1,000万円
	移転・改築	20人以上の増	4,000万円
		3人以上19人以下の増	2,500万円
		10人以上の維持	1,000万円
		3人以上9人以下の維持	500万円

(2) 用地取得費補助金 取得に要した費用の20%

○ 上限額**5,000**万円

○ 操業開始後1年を経過する日までに取得したものが対象(操業開始日で3年以上経過したものは除く)

(3) 新規雇用者補助金 (上限**1,000**万円)

○ 着工から操業開始後1年を経過する日までに、下表に該当する者の新規雇用が対象

区分	雇用形態	補助金額
市外から市内に住民登録を移転した者	正規	30万円/人
	非正規	10万円/人
市に住民登録があり、かつ市内出身者の新規学卒者	正規	60万円/人
	非正規	10万円/人
市に住民登録があり、かつ市内の高等学校等の新規学卒者	正規	60万円/人
	非正規	10万円/人
市に住民登録のある障害者	正規	60万円/人
	非正規	10万円/人

5. その他

(1) 補助金の交付申請は、1/2ずつ2回受け付けます。ただし、補助金額が1,000万円未満の場合は単年度で交付します。

① 1回目：操業開始後1年経過後から3月以内

② 2回目：操業開始後2年経過後から3月以内

(2) 報告及び調査

① 操業開始から5年後及び10年後に、市に操業状況の概要報告が必要です。(年度末提出)

② 市は、必要なときは報告を求め、また調査ができます。

(3) 補助金の返還

指定要件を満たさなくなった等の理由により指定が取り消されたときは、補助金を返還していただきます。

【問い合わせ先】 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424
指宿市役所 農水商工観光部商工水産課商工運輸係
☎0993-22-2111 (内2312)